



子育て・教育

母と子の健康

問 健康・保険課 ☎232-4912

▶妊娠したら

対象者	種類	内容	その他
妊婦	母子健康手帳交付	妊娠届出書・マイナンバーカード・本人確認証・口座情報がわかるものを持参してください。保健師や管理栄養士、助産師が妊婦さんの体調を聞きながら、心配事などの相談・指導も行います。	母子健康手帳は、妊娠初期から母子の健康や成長・発達、予防接種などの記録になります。
	妊婦健康診査受診票交付	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の受診票を交付します。	県外の医療機関や国立病院機構熊本医療センター、助産所で受診する際は、一旦健康診査費用を支払った後、費用助成の申請が必要です。
	妊婦歯科健診受診票交付	母子健康手帳交付時に、妊婦歯科健診の受診票を交付します。	母子健康手帳・受診券を持参のうえ、町内委託歯科医院で受診してください(事前に予約が必要です)。
	ハッピーママ教室(母親学級)	これから始まる赤ちゃんとの生活を応援する教室を実施しています。妊娠後期～分娩、産後の身体と心の変化、育児についてのお話し・事業の紹介・妊婦さんや先輩ママ、赤ちゃんとの交流・子育て支援センターの見学	参加費は無料、事前に予約が必要です。対象者には案内を送付します。(妊娠8カ月頃)

▶こどもが生まれたら

種類	対象者	内容
赤ちゃん訪問	2カ月児	①保健師・助産師・看護師による相談 ②体重測定など ※早めの訪問や菊陽町外への訪問を希望する人はご相談ください。
3・4カ月児健診 ※	3～4カ月児	①医師による診察 ②身体測定など
6・7カ月児健診 ※	6～7カ月児	
1歳6カ月児健診 ※	1歳7カ月児	①医師・歯科医師の診察 ②身体測定 ③保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談 ④フッ化物塗布(希望者) ⑤専門家による発達相談(希望者・別日)
3歳児健診 ※	3歳1カ月児	①医師・歯科医師の診察 ②身体測定 ③保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談 ④尿検査 ⑤視力・屈折検査 ⑥専門家による発達相談(希望者・別日)
1歳児セミナー ※(予約制)	1歳1カ月児	①保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談 ②身体測定
すこやか子育て相談(予約制)	乳児と保護者	①保健師・管理栄養士による相談 ②身体測定 母子手帳を持参ください。

※対象者には事前に案内通知を送付します。その他は町ホームページまたは健康カレンダーをご確認ください。



▶その他の子育てに関するサービス

種類	内容
産婦人科・小児科 オンライン相談	産婦人科医・小児科医・助産師にスマホで無料オンライン相談ができます(利用希望の人はお問い合わせください)。
母子手帳アプリ	菊陽町の子育て支援情報を随時配信します。日々の成長の記録や予防接種スケジュール管理など、母子手帳と併せてご利用ください。
産後ケア	委託の助産院や医療機関の助産師が、産後の悩みをサポートします。訪問型、通所型、宿泊型があり、利用形態により時間と利用回数の上限が異なります。事前に申請が必要です。

※詳しくは町ホームページをご確認ください。

こどもの予防接種

問 健康・保険課 ☎232-4912

予防接種は、病気に対して免疫(抗体)をつけるためのもので、感染症から命を守るための効果の高い手段の一つです。町から配付している予防接種手帳や予防接種予診票つづりの説明をよく読んで、予防接種について正しく理解した上で、お子さんの体調が良いときに接種しましょう。

- ▶接種時は、**母子健康手帳、予診票**を持って行きましょう。
- ▶予診票：出生月の翌月末に、ご自宅に送付します。
転入した時や紛失したときは、健康・保険課でお渡しします。
必ず母子健康手帳をお持ちください。
※郵送で交付もできます。健康・保険課までお問い合わせください。

▶定期の予防接種 (接種費用：指定医療機関での接種は無料。ただし対象年齢を過ぎた場合は全額自己負担)

※指定医療機関以外での接種を希望する場合は、接種前に手続きが必要です。健康・保険課までお問い合わせください。

予防接種名	対象者
ロタ	
└ロタリックス	出生6週0日後～24週0日後
└ロタテック	出生6週0日後～32週0日後
小児用肺炎球菌	生後2カ月～5歳に至るまで
B型肝炎	生後1歳に至るまで
五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	生後2カ月～7歳6カ月に至るまで
BCG	1歳に至るまで
MR(麻しん風しん混合)	【1期】1歳～2歳に至るまで 【2期】小学校就学前の1年間
水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳に至るまで
日本脳炎	第1期：生後6カ月～7歳6カ月に至るまで 第2期：9歳以上13歳未満
二種混合(DT：ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満
HPV(子宮頸がん予防)ワクチン	小学校6年生～高校1年生相当の女子

※「〇歳に至るまで」は「〇歳の誕生日の前日まで」という解釈です。

▶任意の予防接種

予防接種名	対象者	助成回数	助成金額	助成方法および指定医療機関
おたふくかぜ	次の①～③を満たす人 ①満1歳から小学校就学前の幼児 ②接種日に菊陽町に住民票がある児 ③過去におたふくかぜにかかったことがない児	対象者1人につき2回まで	1回の接種につき上限3,000円まで	町ホームページをご覧ください。
予防接種名	備考			
インフルエンザ	詳細は広報・町ホームページに掲載予定			

▶ 児童手当

対象者	支給月額		問い合わせ先
児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子)を養育している人	3歳未満 (3歳の誕生日まで)	15,000円 (第3子以降は30,000円)※	子育て支援課 ☎232-2202
	3歳以上 高校生年代まで	10,000円 (第3子以降は30,000円)※	

支給時期：毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月(偶数月)にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

認定請求：こどもが生まれたとき、他市町村から転入したとき、公務員でなくなった場合は町に「認定請求書」の提出(申請)が必要です。請求者が公務員の場合は、勤務先で申請します。

児童手当は申請した翌月からの手当から支給されるため、誕生日や転出予定日などの異動日と同月中に申請してください。ただし、異動の翌日から15日以内に申請すれば、特例で申請月から支給します。

※「第3子以降」とは、児童および児童の兄弟などのうち、年齢が上の子から数えて3番目以降の子のことをいいます。

※「児童の兄弟など」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日を経過した後の22歳の最初の3月31日までの間にあって親などに経済的負担のある子のことをいいます。

▶ 子ども医療費助成

対象	助成内容	問い合わせ先
0歳～高校3年生相当年齢(満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	病気やけがで健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費の自己負担額を助成します。 ※健康保険から給付される高額療養費および付加給付がある場合には差し引き助成となります。	健康・保険課 ☎232-4912

▶ 養育医療費給付

対象者	助成内容	問い合わせ先
指定医療機関の医師が養育のための入院治療を必要と認められた乳児(1歳未満)に対して養育医療の給付を行います。	保険診療による入院医療費の自己負担分を助成します。	健康・保険課 ☎232-4912

▶ 妊婦のための支援給付金

種別	対象者	支給額	問い合わせ先
1回目	医療機関で心拍が確認された妊婦。妊娠届の際に申請についてご案内します。 ※妊娠届出前に流産などされた人も対象です。	妊婦1人につき5万円	健康・保険課 ☎232-4912
2回目	出産予定日の8週間前の日を過ぎ、胎児の数の届け出をした妊婦。赤ちゃん訪問の際に申請についてご案内します。 ※出産予定日の8週間前の日より前に流産などされた人も対象です。	胎児1人につき5万円 (双子の場合は10万円)	



▶ 児童扶養手当

ひとり親家庭や、父母がいないため父母以外の方が児童を養育する場合などに手当を支給します。手当を受給するためには申請手続きが必要です。

対象者	支給月額(※2026年4月時点)		
	全部支給	一部支給	
次の条件に当てはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護している母、父、または父母にかわってこれらの児童を養育している人 ●父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童 ●父または母が死亡した児童 ●父または母が重度の障害の状態にある児童 ●父または母の生死が明らかでない児童 ●父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 ●父または母がDV防止法の規定による保護命令を受けた児童 ●父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ●母が婚姻によらないで出産した児童 ※児童を養育している人や扶養義務者の所得が所得上限限度額(扶養親族人数により異なります)以上の場合、支給対象の人となり、手当はありません。	児童1人のとき	48,050円	48,040~11,340円
	児童2人目以降	11,350円加算	11,340~5,680円加算

※児童扶養手当の額は、物価の変動などに応じて毎年額が改定されます。(物価スライド制)

手当の支給時期

奇数月の11日(支給日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の金融機関営業日)に前月分と前々月分の2月分を支給

▶ ひとり親家庭等医療費助成制度

対象者	助成額	問い合わせ先
町内に住所を有するひとり親家庭の父または母およびその者に扶養されている児童、父母のない児童 (1)父または母…児童の20歳の誕生日月末まで (2)児童…18歳になって最初の年度末まで ※ただし、子ども医療助成制度優先 ※児童扶養手当と同じ所得制限あり	保険診療分の一部負担金の支払額の3分の2を助成します。 ※加入保険による付加給付などがあるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。	子育て支援課 ☎232-2202

▶ その他ひとり親家庭などのための支援

種類	内容	問い合わせ先
自立支援教育訓練給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し、指定対象講座を受講した場合の受講費の一部を支給します。	菊池福祉事務所 ☎0968-25-0689
高等職業訓練促進給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し、養成機関で修業中の生活費などを支援します。	
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭、父子家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉向上を図るため、各種資金を低利または無利子で貸し付けを行っています。	
J R通勤割引制度	児童扶養手当を受給している人とその他世帯員や生活保護世帯の人がJ Rの通勤定期乗車券が3割引で購入できます。	子育て支援課 ☎232-2202

種類	内容	備考																		
地域子育て支援センター	子育てに対する不安や悩みを解消するために、気軽に集まって育児の相談や情報交換のできる場所です。	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センターひかりっこ 光の森町民センターキャロップ内 ☎237-6575 ●ラビットくらぶ(元気の森ラビット保育園) ☎288-5808 ●ミニキャロットくらぶ(光の森キャロット保育園) ☎233-0098 																		
こども館	月～金曜日 ●つどいの広場ぴーす 子育てに対する不安や悩みを解消するために、気軽に集まって育児の相談や情報交換のできる場所です。 土曜日 ●小学生向けの活動 小学生を対象に、健全な遊びを提供します。	こども館 ☎227-7200 利用日：月～土曜日 ※月～金曜日 就学前児童とその保護者限定 土曜日 小学生限定 利用時間：午前9時～午後4時																		
一時保育	保護者の就労・疾病・家族の介護・看護・冠婚葬祭などの理由により保育できない就学前の乳幼児を、一時的に保育します。	《対象児童》 町在住の0歳(生後6カ月)～6歳(就学前)であって、預かり保育を必要とする乳幼児 《利用料》1,500～1,800円/日(給食費込み) 900～1,800円/時間(給食費込み) 《問い合わせ先》各保育施設(町認可保育施設参照)																		
病児・病後児保育事業	保護者の就労などの理由で、保育所や家庭における安静な療養が困難な状況にある病気の子どもの預かり保育を行います。	《対象児童》 菊陽町・熊本市に在住または保護者が町内に勤務している世帯の、おおむね12歳(生後6カ月～小学校6年生)の児童で、病児または病気の回復期にあるが集団保育が困難な児童 ※必ず病院で受診をして、病後児保育連絡票の提出が完了してから預かりになります。 利用にあたっては事前登録、前日までに予約が必要です。 《利用料》 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用時間</th> <th>幼・保入所児</th> <th>未就園児・小学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町内在住</td> <td>5時間未満</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町内勤務者・熊本市在住</td> <td>5時間未満</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> 《問い合わせ先》 病児・病後児保育室「こあら」(ふれあい交流・福祉支援センター内) ☎337-6876 病後児保育室「ゆーかり」(菊陽中部クリニック2階) ☎237-7785(病後児のみお預かり)		利用時間	幼・保入所児	未就園児・小学生	町内在住	5時間未満	500円	1,000円	5時間以上	1,000円	2,000円	町内勤務者・熊本市在住	5時間未満	1,000円	1,000円	5時間以上	2,000円	2,000円
	利用時間	幼・保入所児	未就園児・小学生																	
町内在住	5時間未満	500円	1,000円																	
	5時間以上	1,000円	2,000円																	
町内勤務者・熊本市在住	5時間未満	1,000円	1,000円																	
	5時間以上	2,000円	2,000円																	
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人(利用会員)と援助を行う人(協力会員)による会員登録制の相互援助活動です。原則として、子どもを預かる場所は協会員宅になります。 《主な活動》 <ul style="list-style-type: none"> ●保育施設、学校などの送迎 ●保育施設、学校が休みのときの預かり ●保護者が病気や、急用などの場合の預かり ●他の子どもの学校行事の際の預かり 	《対象児童》 町内に住所を有し、おおむね生後3カ月～12歳の児童 《利用料》 利用する時間帯によって異なります。また、利用にあたっては事前の登録が必要です。 《問い合わせ先》 菊陽町ファミリー・サポート・センター事務局(福祉センター内) ☎232-4824																		
放課後児童クラブ	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後や夏休みなどに適切な遊びや生活の場を提供します。	利用申し込みや利用料などは下記にお問い合わせください。 《問い合わせ先》 NPO法人 子育てサポート学童クラブきくよう事務局(福祉センター別館2階) ☎237-6835																		



保育所

保護者の就労、病気療養、家族の介護や出産など、何らかの理由で児童の保育ができないとき保護者に代わって保育をする施設です。

そのため「集団保育をさせたい」「友達をつくりたい」などの理由では入所できません。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、保育施設と幼稚園の機能を併せ持つところです。

保育部門で利用している保護者が、利用がなくなっても、教育部門(幼稚園)での利用に切り替えることで、施設が変わることなく利用できることも大きな特徴です。

※定員などの理由により切り替えできない場合もあります。

保育部門で利用希望する人は子育て支援課での申し込みが必要です。教育部門(幼稚園)で利用を希望する人は、各認定こども園へ直接お申し込みください。

地域型保育事業所

町には、地域型保育(事業所内保育所・小規模保育所・家庭的保育室)があります。

対象児童は2歳まで(年度途中で3歳になった児童は年度末まで可)です。

地域型保育事業所は小規模で行うため、保育者が児童1人1人と接する機会が多く、より家庭に近い環境で子どもの成長を見守ります。

▶教育・保育給付について

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園(新制度移行の幼稚園に限る)を利用される人は、申し込みにあわせて「利用のための認定」を受ける必要があります。

1号認定 教育標準時間認定

児童が満3歳以上で、幼稚園などの教育を希望する場合

利用可能施設 幼稚園(新制度移行の幼稚園)・認定こども園(教育部門)

2号認定 満3歳以上・保育認定

児童が満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望する場合

利用可能施設 保育所・認定こども園(保育部門)

3号認定 満3歳未満・保育認定

児童が満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望する場合

利用可能施設 保育所・認定こども園(保育部門)・地域型保育事業所

▶教育・保育の必要量(施設の利用可能な時間)について

現1号認定 教育標準時間

おおむね4時間(施設によって異なります)

現2号・3号認定

	施設の利用可能時間
保育標準時間	最長11時間
保育短時間	最長8時間



▶ 町内の保育所など

	施設名	所在地	電話番号	定員	
保育所	町立	なかよし園	久保田1230番地1	☎232-2762	50
		みどり園	原水2050番地1	☎232-0452	100
	私立	光の森キャロット保育園	光の森7丁目16番地2	☎233-0098	100
		こうのとり保育園	原水5666番地22	☎285-4651	100
		優貴保育園	原水1462番地	☎232-8977	90
		三里木保育園	津久礼2313番地1	☎285-1105	90
		津久礼ヶ丘保育園	津久礼2番地4	☎288-6591	120
		げんき保育園	沖野2丁目18番2号	☎282-8460	90
		もみじ園	原水5208番地11	☎232-2009	90
		白菊保育園	曲手499番地1	☎232-2770	90
		さくら園	津久礼408番地	☎232-2763	80
		光の森武蔵ヶ丘保育園	武蔵ヶ丘3丁目50番2号	☎337-4651	100
		くるる保育園	久保田2824番地2	☎243-2600	105
認定こども園	私立	尚絅大学附属こども園	武蔵ヶ丘北2丁目8番1号	☎338-6771	幼稚園部分 170 保育所部分 90
		認定こども園 美鈴幼稚園	武蔵ヶ丘北3丁目1番35号	☎338-6158	幼稚園部分 180 保育所部分 90
	白鈴こども園	新山1丁目2番32号	☎232-2764	幼稚園部分 20 保育所部分 100	
	元気の森ラビット保育園	武蔵ヶ丘北3丁目1番31号	☎288-5808	幼稚園部分 12 保育所部分 100	
	あゆむ保育園	津久礼2386番地1	☎233-0785	19	
保育事業所 小規模	べる保育園	武蔵ヶ丘2丁目9番21号	☎245-6549	19	
	こども園てんとうむし	津久礼2416番地10	☎232-0909	19	
	くまりはキッズガーデン	曲手760番地	☎233-2720	7	
保育事業所 事業所内	菊陽ぼっぼ保育園	原水5587番地	☎232-3297	7	
	家庭的保育室シェ・ヌヌ	津久礼2158番地24	☎237-7892	5	
家庭的 保育室	家庭的保育室あんよ保育室	津久礼2395番地1	☎080-2770-6964	5	

※くまりはキッズガーデンおよび菊陽ぼっぼ保育園の定員は、従業員の子どもの分を除いた受け入れ人数(予定)です。

▶ 一時保育

認可保育施設へ入所していない就学前の乳幼児を、保護者の疾病、家族の看護、災害、冠婚葬祭などの理由により保育できない場合に一時的に保育する事業です。1カ月当たり12日以内(1日8時間以内)の利用が可能です。事前に保育施設へ申し込みが必要です。利用料は施設によって異なり、実施していない保育施設もあります。そのため、詳細は、各施設へお問い合わせください。

▶ 一時保育対象施設

- みどり園
- 光の森キャロット保育園
- 元気の森ラビット保育園
- 三里木保育園
- 津久礼ヶ丘保育園
- 菊陽ぼっぼ保育園
- 家庭的保育室シェ・ヌヌ
- 家庭的保育室あんよ保育室



▶ 保育を必要とする事由

2・3号の認定を受け、保育を希望する場合は、保護者のいずれもが、次の事由に該当することを証明する必要があります。

- ① 就労(*1)
- ② 就学(職業訓練校など)(*1)
- ③ 妊娠・出産予定(*2)
- ④ 病気やけが、心身の障がい(*3)
- ⑤ 親族の看護
- ⑥ 災害復旧
- ⑦ 求職活動(*4)
- ⑧ 虐待やDVのおそれ
- ⑨ 育休中に既に保育施設を利用している児童の継続利用(*5)
- ⑩ 町長が①～⑨に類する状態と認める場合

- *1 「就労」「就学」は、1カ月当たり、52時間以上の就労もしくは同程度の就学の状態をいいます。
- *2 利用可能な期間は、産前2カ月産後3カ月となります。
- *3 病気・けが・障がいの場合は、身体障害者手帳などの写しや、家庭での保育が困難なことがわかる診断書が必要です。
- *4 求職活動で入所した場合は、入所日から3カ月以内に就労を開始する必要があります。
- *5 育児休業対象児童が満1歳に達する日の月末までに復職することが条件です。

▶ 申し込みについて

保育所 地域型保育事業所 認定こども園 (保育部門)	新年度4月入所の申し込みは、入所前年の11月頃から募集します。(募集開始前に、広報・町ホームページでお知らせします)年度途中入所の申し込みを希望する場合は、入所希望月によって受付期間が異なりますので、子育て支援課へお問い合わせください。 申し込み：子育て支援課 ☎232-2202
認定こども園 (教育部門)	入所を希望する場合は、各施設へ直接お問い合わせください。 申し込み：各施設
幼稚園 (旧制度含む)	
認可外保育施設	

▶ 利用者負担(保育料)

入所児童の父母の町民税の課税状況で算定します。なお、父母の所得割額が非課税の場合は、同居の祖父母いずれか一方の最も高い所得割額で算定する場合があります。

- 4～8月の保育料…前年度の町民税所得割額
- 9～3月の保育料…当該年度の町民税所得割額

▶ 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日より、原則3～5歳の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの利用料が無償化されました。無償化の対象や条件は下記の通りです。
(*1)

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用する人
(1号・新1号認定)

満3歳以上から利用料は無償。(*2)

1号・新1号認定に加えて預かり保育を利用する人
(新2・3号認定)

- ① 3～5歳児クラスは、「保育の必要な事由」に該当する場合に11,300円/月まで無償。
- ② 満3歳児クラスは「保育の必要な事由」に該当する町民税非課税世帯のみ16,300円/月まで無償。

認可保育所・認定こども園(保育所部分)を利用する人
(2・3号認定)

- ① 3歳児クラスから無償。
- ② 3歳未満のクラスは町民税非課税世帯のみが無償。

認可外保育施設などを利用する人
(新2・3号認定)

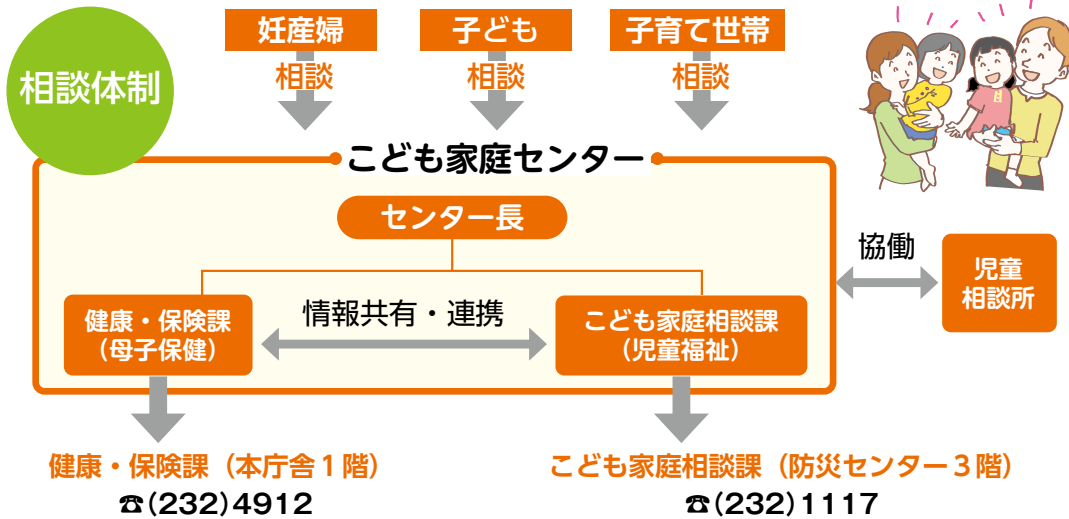
- ① 3～5歳児クラスは、「保育の必要な事由」に該当する場合は3万7千円/月まで無償。
 - ② 0～2歳児クラスは「保育の必要な事由」に該当する町民税非課税世帯のみ4万2千円/月まで無償。
- ▶ これらのサービスや給付を受けるためには、事前に給付認定が必要です。
- *1 副食費など実費相当分の負担はあります。
- *2 旧制度の幼稚園は25,700円/月までを上限に無償。



こども家庭センター



こども家庭センターでは、保健師や臨床心理士、精神保健福祉士などの専門資格を有する職員が、妊娠期から主に18歳までのこどもに関するさまざまな相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。



妊娠、出産、乳幼児期の健康・子育てなどに関する業務を担当しています。

- 母子健康手帳の交付
- 赤ちゃん訪問
- 子どもの発育や発達などの相談
- 乳幼児の健康診査

子どもに関する相談や児童虐待などに関する業務を担当しています。

- 子どもの悩みや子育てに関するさまざまな悩みの相談・支援
- 園や学校の巡回・相談支援
- ヤングケアラーに関すること
- 児童虐待に関すること
- 子育て交流会の実施

妊娠期～出産後

- 妊娠・出産への不安
- 赤ちゃんの体重がなかなか増えない
- 子育てに自信がない
- 家族・親族のサポートが得られない



乳幼児期

- 言葉が遅いように感じる
- 癩癩がある
- 初めての場所が極端に苦手
- 発音が不明瞭
- こだわりが強い
- 保育園などへの行き渋り
- 子育て情報や利用できるサービスを知りたい



学齢期

- 学校生活に不安がある
- 友達や家族との関係がうまくいかない
- 勉強が極端に苦手
- 不登校
- ゲームやスマホへの依存
- 気持ちの切り替えが苦手
- 周囲への暴言や暴力



など、日々の生活の中で悩みを抱えているお子さんや、子育ての中で不安を感じている保護者の方、さまざまな形で子どもにかかわっている関係者の皆さんからのご相談をお受けします。

内容に応じて、さまざまな専門職が対応いたします。まずは、ご予約のお電話を。



子育て・教育

▶小・中学校への入学

小学校

新入学児童(前年4月2日~その年の4月1日の1年間に満6歳になった子ども)のいる保護者あてに、入学する前年の9月末までに「就学予定者に対する就学時の健康診断の実施について」を郵送します。健康診断の日程を確認し、必ず受診してください。また、入学する年の1月末までに保護者あてに「入学通知書」を郵送します。通知書が届かない場合は、学務課に連絡してください。

中学校

小学校と同様に、入学する年の1月末までに新入学生徒の保護者あてに「入学通知書」を郵送します。通知書が届かない場合は、学務課に連絡してください。

▶転校するとき

町に転入するとき

町民課で転入手続きをしてください。その後、学務課から「転入学通知書」をお渡ししますので、転出元の学校から発行された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」と一緒に町で指定された学校に持参し、転校の手続きをしてください。

他の市町村に転出するとき

町民課で転出手続きをしてください。その後、学務課から「転学通知書」をお渡ししますので、転出元の学校に持参し、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取って転出先の学校で転校の手続きをしてください。

町内で転校するとき

町民課で転居手続きをしてください。その後、学務課から「転学通知書」「転入学通知書」をお渡ししますので、まず、転出元の学校に「転学通知書」を持参し、転校の手続きをしてください。「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取って、転入する学校に「転入学通知書」と一緒に持参し、転校の手続きをしてください。(学校区に変更がない転居のときは、学校での手続きはありません。)

▶学校給食費の無償化

令和7年4月から、子育て世帯の負担軽減を目的に、町立小・中学校に通うすべての児童生徒の学校給食費を無償化しています。申請手続きは不要です。

▶障がいのある児童・生徒

障がいの種類や程度に応じた教育を行うために、特別支援学級、通級指導教室や特別支援学校(盲学校・ろう学校を含む)があります。入級・入学などは、学務課へお問い合わせください。

▶就学援助制度

経済的な理由により、町立小・中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金や学用品費などの一部が援助される制度です。詳しくは、学務課または在籍する学校へお問い合わせください。

▶奨学資金の貸与

町では、高等学校・専修学校・大学などに進学する人で、経済的理由により就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金を貸し付ける制度があります。

詳しくは、学務課へお問い合わせください。

▶町内の小・中学校

学校名	所在地	電話番号
菊陽中部小学校	津久礼411番地	☎232-2001
菊陽南小学校	曲手397番地	☎232-2002
菊陽北小学校	原水4652番地	☎232-0453
武蔵ヶ丘小学校	武蔵ヶ丘北 1丁目2番1号	☎338-2132
菊陽西小学校	原水5666番地40	☎232-1745
武蔵ヶ丘北小学校	武蔵ヶ丘北 3丁目5番2号	☎338-2500
菊陽中学校	久保田2563番地	☎232-2004
武蔵ヶ丘中学校	光の森 1丁目3518番地	☎232-4110

適応指導教室(すぎなみ教室)

学校のこと、友達のこと、不登校など一人で悩まないで相談してください。

保護者からの相談も受けています。秘密は絶対に守りますので気軽にご相談ください。

相談日時 毎週月~金曜日 午前9時~午後3時
菊陽町適応指導教室

①中央公民館内

フリーダイヤル 0120-797-437

②武蔵ヶ丘コミュニティセンター内

☎283-2711